

京都市 歴史的風致維持向上計画

<概要>

京 都 市



京都は、市街地の三方をなだらかで緑豊かな山々に囲まれ、鴨川や桂川をはじめとする清流が流れる四季折々に美しい自然に恵まれています。その中で、1200年を超える悠久の歴史とわが国を代表する洗練された文化が育まれ、寺社や京町家などの歴史資産が数多く市内に残っています。

そして、この美しい自然と歴史資産を舞台に、京都の人々の暮らしや生業、伝統文化、伝統行事などが営まれ、京都らしい風情ある歴史的風致を形成しています。

本計画は、平成20年に制定された「歴史まちづくり法」(正式名:地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)に基づく計画であり、京都の歴史的風致の維持・向上を推進し、未来の世代に引き継ぎ、京都がいつまでも京都であり続けるため、策定したものです。

もくじ

1	京都市の歴史的風致形成の背景	…2
2	京都市の維持向上すべき歴史的風致	…3
3	歴史的風致の維持及び向上の意義と基本方針	…4
4	重点区域の設定	…5
5	重点区域の位置及び区域	…6
6	歴史的風致の維持及び向上に資する事業	…7
7	歴史的風致形成建造物	…8
	参考: 歴史まちづくり法とは	…9

歴史的風致とは

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されており、ハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

(歴史まちづくり法第1条)

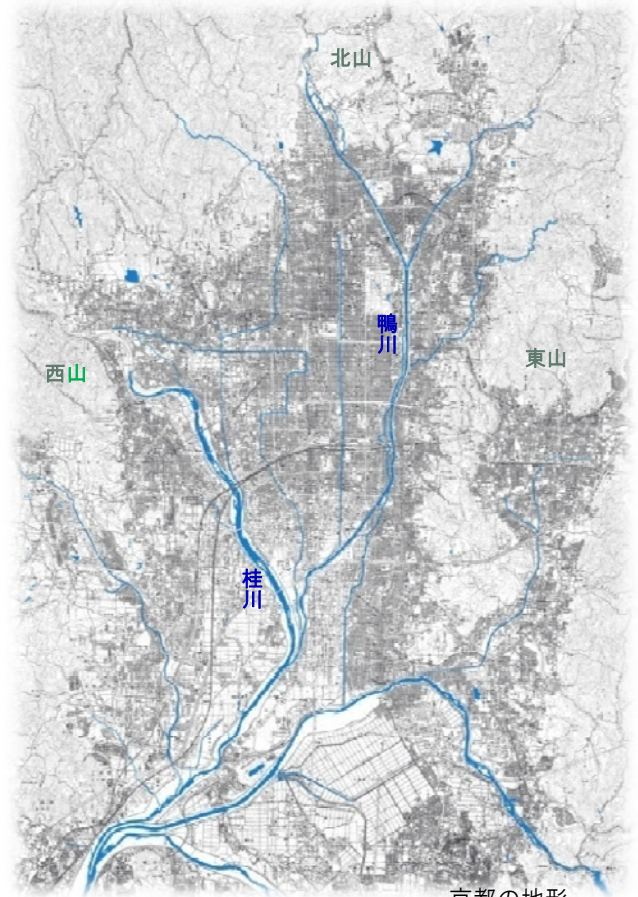
1 京都市の歴史的風致形成の背景

地形・風土・気候

- ・三方を東山，北山，西山などの低くなだらかな山々に囲まれた盆地
- ・山紫水明と称えられる緑の山々と清流（鴨川，桂川）
- ・太平洋側気候と内陸性気候で，四季の移り変わりが明瞭／夏は蒸し暑く，冬は底冷え
- ・このような多様な気候の中で四季折々の季節感や美意識が醸成

歴史

- ・平城京から長岡京を経て平安京への遷都以来，1200年余の歴史を有する都市
- ・様々な時代の変遷を経る中で，それぞれの時代に培われ洗練されてきた文化や生活，歴史的な建造物が現在まで継承



京都の地形

社会的環境

- ・市域面積のうち，森林が約74%を占め，農地は約4.2%，市街地は約17%
- ・伝統産業と先端産業が共存し融合する「ものづくり都市・京都」
- ・学問の都として古くから伝統を持つ「大学のまち・京都」
- ・市街地の周辺では京野菜などの農業生産や林業が盛ん
- ・古くから人々を魅了し，現在でも国内外から年間約5000万人の人々が訪れる国際文化観光都市

文化

- ・伝統産業 伝統的工艺品として指定されている織物（西陣織），染物（京友禅），焼物（京焼・清水焼）などをはじめ，多くの伝統産業が集積
- ・伝統芸術 茶道／華道／文学／雅楽／能／狂言／歌舞伎などの活動が盛ん
- ・食文化 京料理／京野菜／酒／漬物など数多くの食の文化が存在
- ・伝統行事 葵祭／祇園祭／京都五山送り火／時代祭など，四季を通じた数多くの伝統行事

2 京都市の維持向上すべき歴史的風致

京都市の維持向上すべき歴史的風致は、京都を育んだ豊かな自然と、千年をこえる古都の歴史と文化が織り成す都市空間および歴史文化遺産群、伝統を受け継ぎ革新を求める人々が営む暮らしの文化や行事、芸術が一体となって形成されており、日本はもとより世界にも類を見ない、良好な市街地の環境です。

祈りと信仰のまち京都

世界遺産をはじめとする寺社や身近な祈りの場である寺社に参詣する人々と、それを迎える門前町などの人々の営みが受け継がれています。



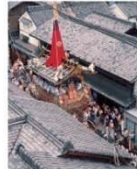
神社・仏閣への参詣路（産寧坂）



門前の町並み（本願寺）

暮らしに息づくハレとケのまち京都

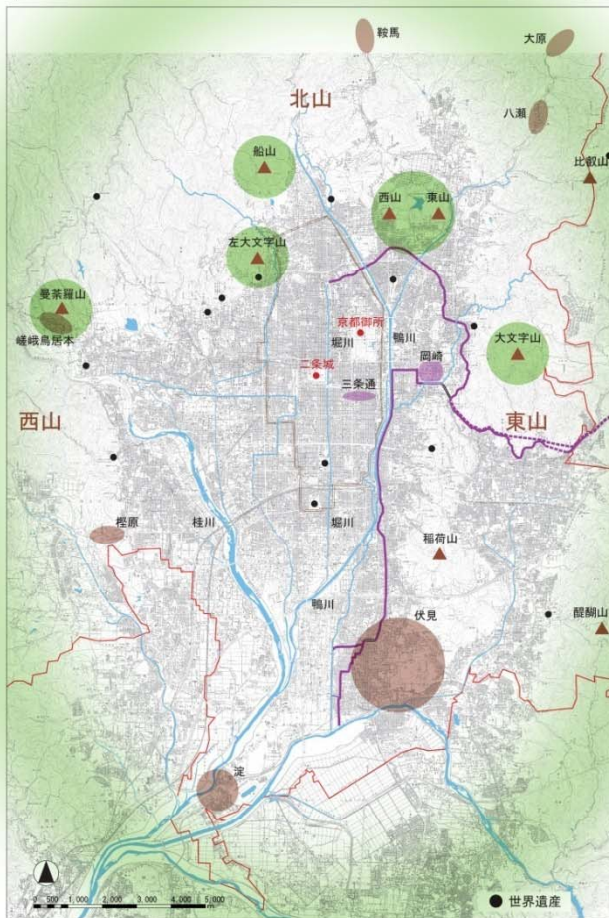
四季を彩る祭礼や京町家、地域のお地藏さん、番組小学校などの暮らしの舞台、京都御苑や二条城などの歴史の舞台において、暮らしに息づくハレとケの営みが受け継がれています。



祭礼（祇園祭 月鉾）※1



暮らしの中のハレ（地藏盆）※2



ものづくり・商い・もてなしのまち京都

西陣や錦、花街など、京町家をはじめとする歴史的な町並みの中で、伝統を受け継いだものづくりや商い、もてなしの営みが行われています。



やきものまち（五条坂）※3



人々で賑わう錦市場

文化・芸術のまち京都

寺社をはじめ、京町家などの日々の生活の中でも、能・狂言や茶の湯、生け花、美術などの文化・芸術活動、さらにはそれらを支える様々な営みが受け継がれています。



狂言の様子 ※4



茶道家の表構え・商家の町並み（上京小川）

京郊の歴史的風致

伏見や旧街道沿いのまちなど、かつて都と密接に関わってきた地域では、伝統に培われてきた祭礼や日々の暮らし、生業などの営みが受け継がれています。



伏見城下町の酒造業・水運の町並みと十石船



北山杉の山並み

伝統と進取の気風の地

京町家などの歴史的建造物や近代洋風建築のまちの中で、明治以降の近代化を推進した伝統と進取の気風に培われた営みが受け継がれています。



伝統と進取（時代祭）



近代洋風建築のある町並み（三条通）

※1・2 出展：「京町家の再生」（財）京都市景観・まちづくりセンター編 写真撮影：水野克比古・水野秀比古・水野歌夕（以上 水野克比古写真事務所）
 ※1 協力：（財）月鉾保存会 ※3 提供：陶器祭運営協議会 ※4 第214回市民狂言会より

3 歴史的風致の維持及び向上の意義と基本方針

■ 意 義 ■

京都固有の歴史的風致を維持及び向上させることは、以下のような意義があります。

歴史に育まれてきた伝統文化・産業文化の継承と発展

長い歴史に育まれてきた京都の伝統文化や伝統産業、さらには日本文化そのものを守り、育てます。

生活文化やまちづくり文化の継承と発展

京都の担い手である居住者等が愛着と誇りを持って暮らすまちをつくとともに、伝統に裏打ちされた優れた生活文化やまちづくりの文化を守り、育てます。

木の文化の継承と発展

木造の寺社や京町家の町並み、さらにはその中で育まれてきた暮らしや伝統文化など、環境にやさしく、そして洗練された京都の「木の文化」を守り、育てます。



歴史都市・京都の魅力や個性の向上

京都らしい風情ある歴史的風致の維持向上を推進することにより、京都の独自性（京都ブランド）をより一層確固たるものにし、京都の魅力や個性などの付加価値を高めます。そのことにより、誰もが「住みたいまち」「住んでみたいまち」そして「訪れたいまち」になります。

■ 基本方針 ■

京都固有の歴史的風致を維持及び向上させるため、以下の7つの基本方針に基づき歴史まちづくりを進めていきます。

歴史的建造物を守り育て、それを活かしたまちづくりを推進します。

歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進します。

地域力によるまちづくりを推進します。

自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを推進します。

人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進します。

伝統産業を活かしたまちづくりを推進します。

文化芸術を活かしたまちづくりを推進します。



歴史的風致の維持向上

4 重点区域の設定

重点区域の設定

京都は平安京遷都以来、1200年の長きに渡って育まれてきた有形無形の歴史的資産が重層的に共存し、それらが市民の暮らしの中に溶け込み、京都特有の歴史的風致を形成しています。

このような京都特有の歴史的風致を形成している区域は市全域に渡り存在していますが、そのうち歴史的風致の維持向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる区域を重点区域として設定していきます。

本計画の重点区域は、第1次の重点区域として、基本的に文化財等の歴史的建造物が集中している地域の中で、以下の理由により、速やかな支援事業の実施が求められている区域を設定しています。

1. 市街化の進行による歴史的風致の消失の進行を防止するため、景観法に基づく厳しい規制を課している旧市街地型美観地区及び歴史遺産型美観地区の区域
2. 歴史まちづくり法による支援事業（無電柱化・道路整備事業等）の確実な実施が見込まれている区域

具体的には、

これらに当てはまる区域として以下の4つの地区を選定し、重点区域に設定しています。

- ① 上賀茂地区
- ② 歴史的市街地地区
- ③ 歴史的市街地・東寺地区
- ④ 歴史的市街地・伏見地区

重点区域とは

次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である土地の区域を重点区域として設定します。

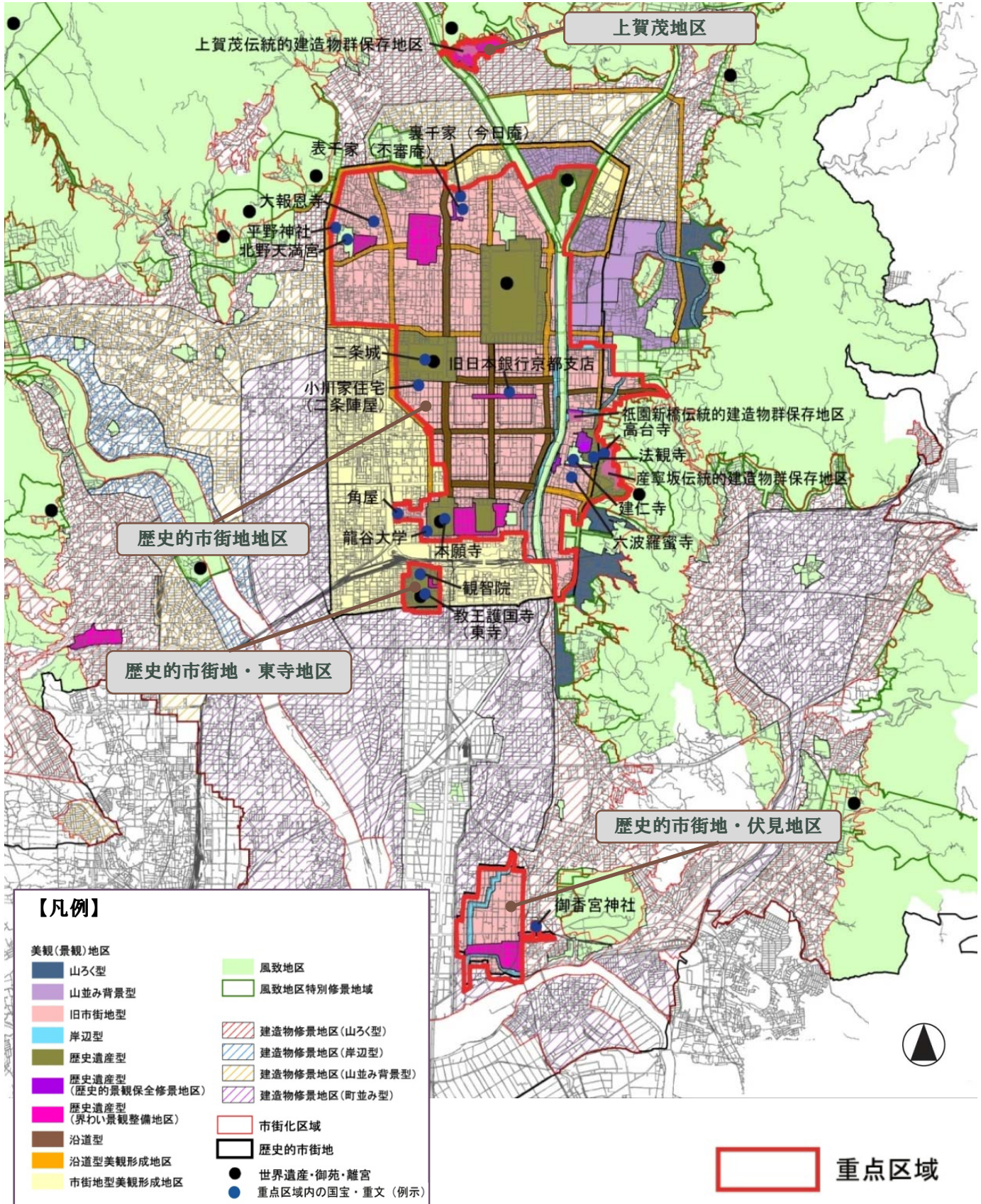
- ・ 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区内の土地

今後の重点区域の設定の方向性

今回設定する4つの地区以外にも、三山の山ろく部や街道筋のまちにおいて、世界遺産をはじめとした様々な歴史的建造物や史跡・名勝など、市内各所に数多くの歴史的資源が点在し、人々に歴史の記憶を呼び起こすとともに、その資源を抛り所に様々な活動が行われ、地域に対する愛着の源になっています。

今後、それらの地域における歴史まちづくりの機運の高まりや地域からの提案、保全施策との連携などを踏まえながら、歴史まちづくりの推進を図っていきます

5 重点区域の位置及び区域



6 歴史的風致の維持及び向上に資する事業

国の支援事業を活用した歴史的建造物の修理・修景に関する助成事業の実施や道路の無電柱化・美装化の事業をはじめ、京都の歴史的風致を維持向上させるためのその他の事業を実施し、本市の歴史まちづくりを推進します。

—計画記載の主な事業—

【歴史的建造物の保全・再生事業】

市内に点在する文化財や歴史的建造物及び歴史的な町並みを保全・再生し、次世代へ継承していく。

●歴史的建造物の修理・修景事業

歌舞練場、酒蔵などの蔵づくりの建造物、町家などの歴史的な建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、屋根等の修理に対して助成を実施。

<事業の事例>



上七軒歌舞練場修理事業



月桂冠旧本社修理事業

●文化財の保存事業



二条城二之丸御殿、東大手門、本丸御殿の構造及び耐震性能の調査等を実施し、保存修理事業を実施。

【道路の無電柱化・美装化事業】



歴史的な町並みに調和した道路空間の整備を図るため、無電柱化及び道路の美装化を実施。

【都市公園事業】



歴史的資産である淀城跡の内堀及び公園の再整備を実施。

【文化財とその周辺を守る

防災水利整備事業】



- ・文化財や伝統的建造物群が存在する東山区清水地域において、防火水槽や消火栓等を整備。
- ・地域住民の防災力の向上を目指した訓練等の取組の推進。

【伝統文化等の保全・活性化事業】

●五感で感じる和の文化事業

(市全域)



市民や観光客が和の文化を気軽に鑑賞し、身近に触れ、体験できる事業を展開。

●「伝統産業の日」関連事業



「伝統産業の日」を設け、伝統産業に触れられる多彩な事業を実施。

その他、計画記載の事業

京町家まちづくり調査／京町家まちづくりファンド／三山森林景観保全・再生ガイドラインの作成／伝統産業技術者の表彰・育成／京都文化祭典事業／「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業／間伐材を活用した道路附属物の整備事業／京のみちデザイン指針の策定／観光案内標識等の整備／「歩くまち・京都」の推進 など

7 歴史的風致形成建造物

歴史的風致形成建造物の指定

京都の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定します。

指定の方針

伝統的・歴史的な意匠性に優れているもの、その地域において歴史的価値の高いもの、地域の特色が色濃く残っているもので、京都の歴史的風致に深く関わる以下のようなものを指定していきます。

なお、建造物だけでなく、それと一体に構成をなす門・塀などの工作物や庭園も対象とします。

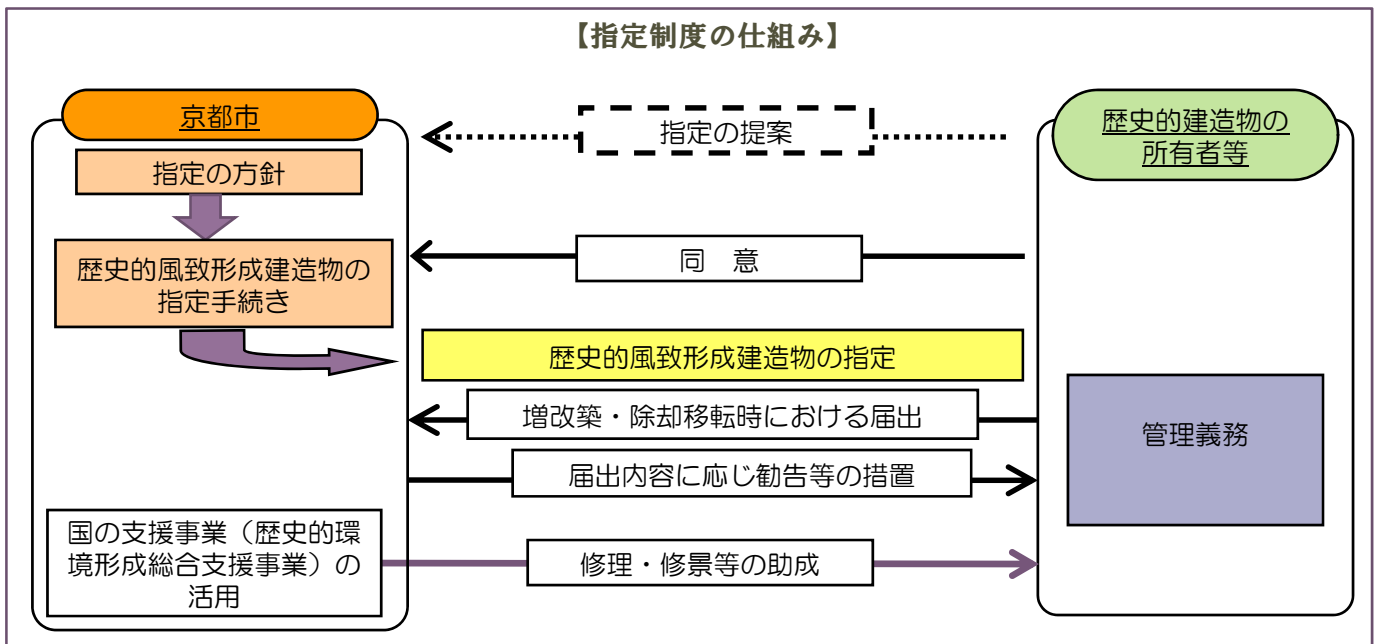
<想定例>

祇園祭などの祭礼を行う上で拠点となる会所や御旅所、人々の暮らしや生業の場としての京町家、神官が居住した社家、花街の茶屋形式の建造物、京都の近代化を象徴する近代洋風建築、酒蔵など

特に次の建造物のうち、京都の歴史的風致に深く関わるものについては、積極的に指定していきます。

国登録文化財、京都府及び京都市指定・登録文化財、景観重要建造物、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物、界わい景観整備地区及び歴史的景観保全修景地区内の建造物

【指定制度の仕組み】



参考：歴史まちづくり法とは

(正式名：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)

法律制定の背景

歴史的なまちなみの保全等については、古都保存法、文化財保護法、景観法、都市計画法などに基づく制度があります。

しかし、古都保存法はその保存対象を古都の周辺における自然環境に限定していること、文化財保護法は文化財の周辺環境の整備を直接の目的としているものではないこと、景観法や都市計画法は規制措置を中心としており、歴史的な建造物の復原などの歴史的な資産を活用したまちづくりへの積極的な支援措置がないことといった限界がありました。

そこで、地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出す良好な環境（歴史的風致）の維持向上のため、文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省共管の法律である歴史まちづくり法が平成20年5月に制定され、同年11月に施行されました。

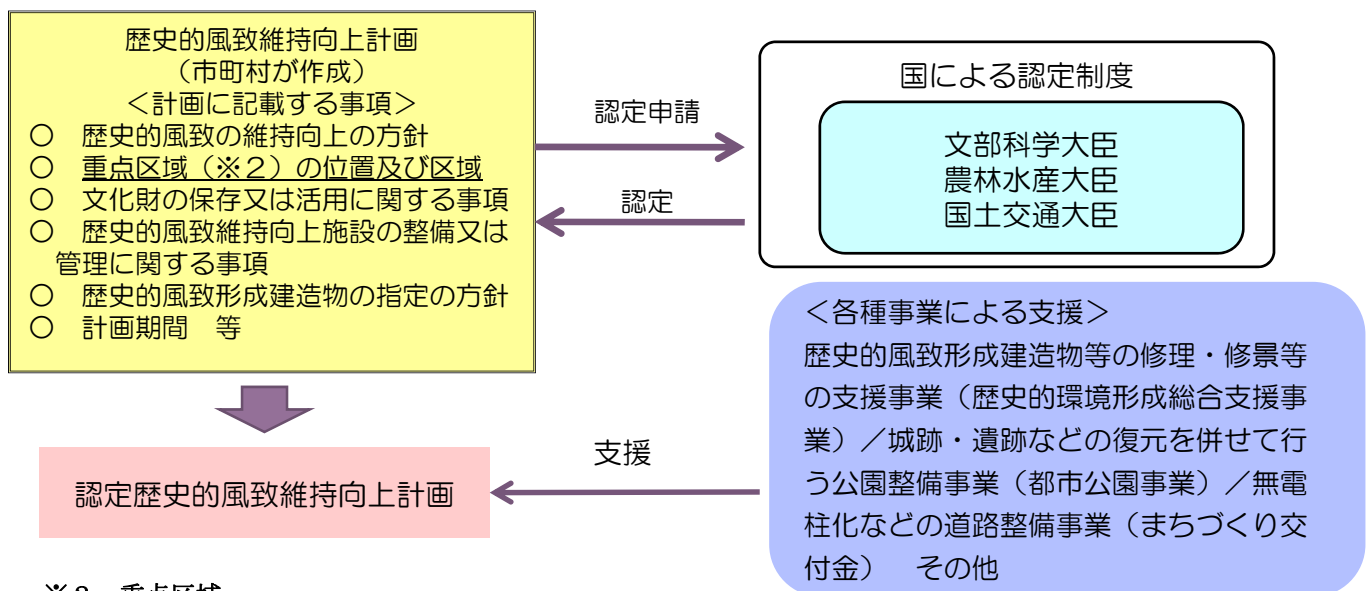
法律の概要

この法律は、市町村の歴史的風致（※1）の維持向上を図るため、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画を国が認定し、その計画に基づき、国の支援も受けながら歴史まちづくりを推進することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展と文化の向上に寄与することを目的としています。

※1 歴史的風致

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されており、ハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

(歴史まちづくり法第1条)



※2 重点区域

歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である区域を重点区域として設定します。

* この重点区域の設定は、国の指定文化財等（重要伝統的建造物群保存地区内の土地も含む）の用に供される土地を含む必要があります。

* 区域内にある建造物等に対し、新たな規制が行われるものではありません。（ただし、歴史的風致形成建造物に指定された建造物を除く。）

京都市歴史的風致維持向上計画
〈概要〉

平成21年（2009）11月

京都市都市計画局都市景観部景観政策課
〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
電話：075-222-3397 FAX：075-222-3472

